

歌志内市議会会議録

第3日目（平成26年12月19日）

（午前 9時57分 開議）

開 議 宣 告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番梶敏さん、5番原田稔朗さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、行政常任委員会委員長より報告5件、湯浅議員外からの意見書案5件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（山崎数彦君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序5、議席番号7番、本田加津子さん。

一つ、高齢者にやさしいまちづくりについて、一つ、子どもにやさしいまちづくりについて。

以上、2件について。

本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） おはようございます。

2件にわたり質問させていただきます。

件名1、高齢者にやさしいまちづくりについて。

歌志内市では、さまざまな高齢者福祉サービスを実施しており、サービスを利用している高齢者も多いと思います。

そこで、お伺いいたします。

①訪問理美容サービスの利用状況をお伺いいたします。

②緊急通報電話設置サービスの設置件数をお伺いいたします。

③温泉共通利用優待券の交付状況についてお伺いいたします。

④心配ごと相談・電話サービスの利用状況についてお伺いいたします。

⑤高齢者肺炎球菌ワクチンについて、今年度の対象者数をお伺いいたします。

⑥買い物支援として、具体的なお考えをお聞かせください。

⑦外出支援サービスに該当しない高齢者に対しての外出支援について、どのようなお考えがあるのかお伺いいたします。

⑧成年後見人制度についてですが、各地で市民後見人講習会などが実施されています。

そこで、歌志内の取り組み状況についてお伺いいたします。

⑨在宅高齢者支援サービス利用者数をお伺いいたします。

⑩高齢者世話つき住宅へ入居を希望している高齢者が多く、入居申し込みをしてもなかなか入居できない状況だと聞きます。

そこで、現在の空戸状況についてお伺いいたします。

件名2、子どもにやさしいまちづくりについて。

昨今、子どもたちを取り巻く環境は、日々めまぐるしく変化しています。

子どもは、親にとって宝物であると同時に、次世代をつくり、それを担う原動力となることから、地域にとっても宝物であります。

みんなの宝物を大切に育て、次世代へ夢をつないでいくためにも、子どもたちにやさしいまちづくりが必要不可欠だと思います。

そこで、お伺いいたします。

①文珠地区に住む子どもたちは、児童館や児童センターへ行くにはバスや自転車を利用しなければならない距離にあるため、自宅付近で遊んだりしていますが、車道でボール遊びをしていることもあり、地域から危険だという声が聞こえています。

そこで、文珠地区にも子どもたちの居場所が必要ではないかと思いますが、いかがなお考えかお伺いいたします。

②今年度も市長と小学生が語る会が実施され、見学させていただきました。

その中で子どもたちの提案の中に、思いっきり遊べる空間が欲しいという内容がありましたが、そのことについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

③市長と語る会の中でも、市営プールに対して子どもたちから、プールをきれいにしてほしいという願いもありました。

そこで、老朽化している市民体育館や市営プールの今後のあり方についてお伺いいたしま

す。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 理事者、答弁。

虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 私のほうから、1件目、高齢者にやさしいまちづくりの①から⑨までお答えいたします。

まず、①番目、訪問理美容サービスについてでございます。

訪問理美容サービス事業につきましては、おおむね65歳以上の方で構成される世帯の要介護3、4、5と認定された方、もしくはその状態に該当する方に対して、理髪店や美容院に向くことが困難な場合、市内の理美容業者を対象宅に派遣し、居宅において理美容が受けられるサービスでございますが、利用状況は、平成22年度に1件の利用があった以降、利用はございません。

②番目、緊急通報電話でございます。

緊急通報装置につきましては、ひとり暮らしの高齢者宅の急病、その他緊急時における救護体制をとることにより、生活不安の解消や人命の安全性の確保を目的に設置しております。

現在の設置状況につきましては、シルバーハウジングと一般住宅を合わせて55台設置しております。

③温泉共通利用優待券についてでございます。

高齢者の温泉共通利用優待券は、11月末現在1,040人に交付しており、交付率は57%となっております。

④の心配ごと相談・電話サービスでございます。

平成25年度の心配ごと相談の利用状況は、社会福祉協議会にある心配ごと相談所に直接訪問しての相談件数は2件ですが、各地区の民生委員宅にも心配ごと相談所の看板を設置しておりますので、それぞれの民生委員への心配ごと相談の件数を合わせますと、150件となっております。

また、電話訪問サービスの件数は、1,965件という状況であります。

⑤の高齢者肺炎球菌ワクチンについてでございます。

高齢者肺炎球菌ワクチンの今年度の対象者につきましては、374人となっております。

対象者には案内と無料クーポン券を郵送し、11月4日から予約を開始しております。

12月11日現在の申込者は118人で、対象者に占める割合は31.6%となっております。

なお、既に接種した方は83人で、22.2%という状況であります。

⑥の買い物支援についてでございます。

買い物支援につきましては、高齢社会や人口減少社会にあって、社会的な問題となっております。

当市におきましても、買い物に行きたくても行くことができず、不便を感じている方がいるというのが現状です。

現在、市内でも発注した品物を自宅まで配達してくれる商店や市内外の移動販売車が運行しております。

また、隣近所など地域の中で自家用車を持っている方に同乗して出かけたり、自由にお店に行ける方に依頼したりして必要な品物を買ってきてもらうなど、地域の支え合いで過ごされている状況ではないかと思えます。

このような支え合いは、今後の地域福祉を推進していく上で非常に大切な要素であります。
今後は、他市町の実施状況や先進地事例を参考にしながら、当市の現状に合った、地域の支え合いによる買い物支援が展開されるよう体制づくりを検討する必要があると考えております。

⑦の外出支援サービスについてです。

外出支援サービス事業は、おおむね65歳以上の方で構成される世帯の要介護3、4、5と認定された方、もしくはその状態に該当する一般の交通機関を利用することが困難な方を対象としております。

このため、これらに該当しない高齢者への外出支援サービスは行っておりませんが、市の行事等への参加や老人クラブの研修会等には市のバスを送迎用として用意しているというのが現状でございます。

高齢者の外出支援につきましては、閉じこもり予防の観点からも大切であり、これからの社会の大きな課題であると考えております。

次、⑧成年後見人制度、市民後見の講習ですが、国では、市民後見人の養成について積極的な取り組みを進めているところであり、空知中部広域連合構成市町の会議等でも話題となる場合がございますが、構成市町いずれの町も、人口規模や人口構成などから、なかなか実施が難しいという状況のようでございます。

市民後見人は、その担う役割の性質上、人柄など人格的要素を重視し、かつ実際の必要場面で速やかに行動していただくことを必要とするものでありますので、なり手としてふさわしい方が養成講座に集まるかというところが各町で懸念しているところでございます。

介護保険のように広域で養成して広域で活動できないかななどの意見も出ており、空知中部広域連合を初めとする各構成市町の動向を見ながら検討してまいりたいと思っております。

9番目の在宅高齢者支援サービスでございます。

在宅高齢者支援事業は、おおむね70歳以上の独居の方を対象に、地区の役員や民生委員、ボランティアなどで構成する見守り委員が月2回程度対象者宅を訪問して、安否確認と会話を交わして孤独感の軽減を図るというもので、社会福祉協議会に委託して実施している事業でございます。

利用者数は、今年度は156人でございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私のほうからは、⑩番のシルバーハウジングの空戸状況についてということで、これについてお答え申し上げます。

シルバーハウジングは、平成8年に神楽岡地区に20戸、平成13年には東光地区に20戸、それぞれ建設を行い、総体で40戸管理しております。

現在の空戸状況でございますが、全て入居されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 私のほうからは、件名2の子どもにやさしいまちづくりについての①から③までにつきまして御答弁申し上げます。

①でございますが、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりは大切なことではあります。ルールを守り、限られた広場や公園、施設などで遊ぶことも校外生活における重要な社会生活としてのモラルであると考えます。

地区別市政懇談会でも、文珠しらかば地区から車道への飛び出しなど危険である旨の指摘を受けており、学校と教育委員会等が連携し、放課後の巡回、声かけなどを実施したところでもあります。

また、小学生と市長の語る会では、旧西小学校を活用したアスレチックセンター、公園などの要望もありました。

市では現在、人口減少、少子高齢化に対応した、効率的で利便性の高い住生活基本計画の策定を進めており、同計画の中でコンパクトな住環境を基本とした、将来のまちづくりに向けた検討を進めておりますので、教育関連施設等につきましても、その中において、どの場所がよいのか、どの程度の規模がよいのかなど、庁内の関係所管とも連携して検討を進めてまいります。

②であります。

市長と小学生が語る会では、子どもたちから、思いっきり体を動かして遊べるところが少ないので、遊具やいろいろなスポーツなどができる広い公園などをつくってほしいという提言がありました。

子どもたちの率直な希望であり、かなえられるよう検討してまいりたいと考えておりますが、前段の答弁でも申し上げたとおり、現在、コンパクトシティー化を目指した住生活基本計画によるまちづくりの検討に取り組んでいることから、その中において子どもたちの声が反映されるよう進めてまいります。

③です。

市営プールは、来年度、上屋をかけるのが難しい状況であることから、現在、幼稚園、保育所、小中学生及び保護者に対しアンケート調査を実施しているところでもありますので、調査結果を参考にしながら今後の方向性を検討してまいります。

なお、並行して、平成27年度は赤平市の市営プールを使用することについても協議を行っているところであり、広域での連携利用も視野に入れた手だてを検討しているところでもあります。

同様に、体育館も古くなっておりますが、建てかえるにしても、先ほどの答弁と同様に、現在の場所でのよいのか、ほかに適当な用地があるのか、今後の人口推計の中での適切な規模、まちづくり全体の中での優先順位などの課題を、庁内の関係所管と連携して、今後のあり方、方策を検討してまいります。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ありがとうございます。

それでは、件名1の①のほうから順に再質問させていただきたいと思えます。

今、訪問理美容サービス、こちらの利用状況をお聞きしたのですが、平成22年度に1件の利用があった以外近年は使っている方がいらっしゃらないということだったのですが、これはやはり、心身の障害ですとか傷病などが無いと使えないような制度なのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） そのように要項としてはなっておりますので、要介護3、4、5に相当する家庭、障害等で理美容に行くのが困難な方ということで規定しておりますので、そのような対象の方に、それぞれ該当者の方には通知しながらサービスのPRをしているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） 市外の理髪店の中でも65歳以上の方送迎しますというような、そういったことをやっているところもあるので、利用している方もいるのかなと思うのですが、特別な、体に障害ですとか傷病がなくても、やはり加齢に伴い外出が困難になるということもあると思います。そしてまた、移動手段も限られている町なので、できれば、お元気な方というか、そういった方も、こういったサービスがあれば使いたいなというような要望もあると思うのですが、そういうふうを広げていくということはいかがなのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 現状におきましては、対象者に絞った中でのサービスということ考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

あと、これ、もし全部の要件に該当して、利用を受けたいということになりますと、来ていただく理髪店の方とか美容師の方というのは、決まっている方、自分が指定できるのですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 市内に8軒ほどありますが、利用する方の希望によって、それについては対象になるということに考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

そのとき、実際にカットしていただくとかの料金は個人負担で、あと、業者が依頼されたお宅まで行く交通費は市のほうで負担するということなのですが、この交通費というのは、距離によって変わるとか、一律とか、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 単価的には一応1,000円ということで定めております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

多分、介護の認定をされている方とか施設とかに入られているとかデイサービスに行っただけの方は、こういうサービスがあるということは御存じだと思うので、利用されないのは、やはりそれなりに自分たちで行っておられるのかなという気もします。

ただ、ちょっと広報とかも見ましても、どのようなサービスなのかというのがちょっと伝わりづらいような気もしますので、せっかくこういうようなサービスがあるので、もっと詳しくと言ったら変な言い方ですけども、わかりやすいような、このようなこともやっているの、おうちにいて、外に出るのが大変な方は使ってくださいみたいなことをまたお知らせすること必要なのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 広報PRは当然なのですが、該当される方にはそれぞれ個人通知を行っておりますので、その中でサービスのPRを行っていきたいというふうを考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。よろしくお願いします。

次、②の緊急通報電話設置サービス、これ、今伺いましたら、ひとり暮らしの高齢者、これは何歳以上とかはないのでしょうか。ひとり暮らし、おおむね65歳とか70歳とかということになるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） おおむね65歳以上ということで定めております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） では、これは65歳以上の御夫婦の世帯であれば、つけていただきたいということになったときには該当する支援なのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 市内に居住するひとり暮らしの高齢者ということで、ひとり暮らしの高齢者で身体的に虚弱、緊急事態に機敏に行動することが困難な方という部分でなっておりますので、その辺については状況によって調査させていただくということになります。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） シルバーハウジングと一般住宅を合わせて55台。先ほどシルバーハウジングが40個ぐらいあるということなので、一般の住宅は15件ぐらいしかつけられていないのかなと思うのですけれども、この緊急通報電話サービスを設置している方が緊急を知らせて、すぐに手当てを受けて、命が助かったといったら変な言い方ですけれども、病院に搬送することができたというようなケースとかというのはあるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 全体で約6件ほど、救急車で搬送したりとかしておりますので、その辺はあるというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） 本来なら、やはり65歳以上、70歳以上、御夫婦で暮らしていても、やはり機敏に行動をとることができなくなっている方も多いのかなというふうに思います。

このサービス、とてもいいというか、命にかかわるようなことなので、希望する世帯に全て設置してもらうことが理想ではないかなというふうに思うのですが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 規定ではひとり暮らし、おおむね65歳以上ということになっておりますので、それを状況によって、申請の方がどのような状況にあるかというようなものを見きわめながら判断していくことになるのかなというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

あと、希望であれば自己負担で設置することも可能ですということが書かれていて、費用的に15万円ほどという記述があるのですが、やはりちょっと、15万円となると、なかなか、つけたくてもつけられないという方がいらっしゃるのかなというふうに思います。

例えば、ひとりで暮らしていなくても、80歳以上で夫婦2人で暮らしているのだけでも、つけたいけれども15万円は出せない。こういった自己負担を少しでも軽減するというような取り組みも必要ではないかなというふうに考えるのですが、そのことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 世帯によってはいろいろな状況があろうかと思えます。

現在の定めている要項の中で、どこまでそれが網羅できるかというものにつきましては、先ほども申し上げておりますけれども、その状況によって、どのような状況になっているかとい

うのを判断しながら対応していくしかないのかなというふうには考えております。

ただ、現状ではおおむね65歳以上と、それでひとり暮らしということになっておりますので、その中の範囲で対応していくことになるかと考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） あと、これ、65歳以上でひとり暮らしの方ということなのですが、これは自分でつけてほしいと市役所のほうに申請をして、つけていただくということになるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 御自分で申請に来られてもよろしいですし、第三者の方を通してでもよろしいですが、申請を受けた後に、その状況を見ながら設置するということとなります。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） これ、意外と書類が、近所で何かあったときにはすぐ駆けつけられる方が何人必要ですとかと、そのようなことがあったと思うのですが、やはりそういう方がいない方は申請するのもちゅうちょするのかなと思うのですが、本人以外に、何人ぐらいそういった周りで見守る方が必要な申請になっているのですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 設置に当たりましては、2名を選任していただいて、その承諾を得た上で申請していただくということになっております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ぜひ、このまちでひとりで暮らす高齢者の方ですとか、高齢者のみの夫婦の世帯の方ですとか、安心して暮らすことができるような環境をつくっていただければ、離れて暮らす家族の方々にも、親が歌志内で暮らし続けることに対して多少安心感を持つことができるのではないかなというふうに思うのですが、そのあたりは、やはり、人口流出の歯どめということにもつながってくると思うのですが、こういったものを65歳以上の夫婦世帯まで広げていくようなお考えというのはどうなのでしょう。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 今のところございませんが、その状況によっていろいろな世帯の方もいると思います。やはり、目的というのが、ひとり暮らしの高齢者の方のそういう緊急時の対応ということになっておりますので、その目的の中で行っていきたいなというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。ぜひともみんなが安心して暮らせるようにしていただきたいと思います。

続きまして、④の心配ごと相談・電話サービス、こちらのほうなのですが、これ、電話をかける方というのは、今は大体何人ぐらいいらっしゃって、ボランティアという形でやっていらっしゃるのか、あと、1人でどのぐらいの人を担当しているのか、わかれば教えてください。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 電話訪問の対象者につきましては、今現在33名の方が名簿として登録しております。

担当としましては、訪問する方につきましては、基本的には民生委員が行うようになってお

りますので、それぞれ毎週水曜日に、その名簿の方に時間の範囲で電話をするということになっております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） これ、サービスを受けたいのですというふうにお願いをするには、本人からお願いするのか、地区の民生委員が、こういったひとり暮らしの方がいるので、定期的に電話をして、お元気かどうか確認するということで社会福祉協議会のほうにお願いするのか、こういった流れでサービスを受けれるようになるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 対象者につきましては、基本的にはひとり暮らしの高齢者になっておりますので、それを定期的に安否確認、または何か相談があればお聞きするということでありますので、町内会でもそういう高齢者のひとり暮らしがいるというような状況でありますとか、また、民生委員のほうでも、そういうひとり暮らしの方を把握しておりますので、それらの方を対象にということになっているかなというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

ひとりで暮らす方というのは、きのう一日誰とも話をしなかったんだよねという方が結構いらっしゃるのです。コンビニに買い物に来て、いや、実はきのう誰としゃべってないのだと言いながら、たわいのない話をずっとしていられる方もいらっしゃるのです。中には人とかわることを嫌う方もいらっしゃると思うのですが、ほとんどの方は、やはり誰かとお話をしたいなというふうに思っているのかなというふうに思います。

このように、わざわざ自宅まで尋ねて来られると、ちょっと、玄関をあけてというのは抵抗があるけれども、電話だったら意外と話をし、いろいろな世間話とかをしたいなというふうに思っている方がいると思うので、このようなことをやっていますみたいなことを、例えば利用されている方の感想ですとか、そういったものを広報などで市民の皆さんに伝えていくということも必要ではないかなと思うのですが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） ひとり暮らしの高齢者の方につきましては、今おっしゃったように複数の目でいろいろな方がやはり見守るというのが大切になってくると思います。その中で、電話訪問サービスもその一つかなというふうに考えておりますので、できるだけその辺についてはPRしながらできればなというふうに考えておりますので、その辺についても今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、⑤番の高齢者肺炎球菌ワクチン、こちらの接種のことなのですが、もう既にクーポンは発送されていて、接種された方がいるというようなお答えを今いただきました。

ことは65歳から5歳刻みで該当する方がいらっしゃると思うのですが、ことしちょうど66歳になって、いや、あと4年待たないと接種できないのだよねというような方も結構いらっしゃるのかなというふうに考えます。

昨日、人口減少についての御答弁の中でも、自然に減少する方がやはり多いので、そういう状況を少しでも減らせるようにと、今年度、このように高齢者に対して肺炎球菌ワクチンの無料接種、そういったものを実施しましたというようなお答えもあったのですが、健康寿命を少

しでも延ばして、健康で暮らしてほしいという観点から、やはり該当する高齢者全てに一斉に接種してあげるのが望ましいのではないかなと思うのですが、そうなると、かかる経費もかなりのものになると思いますので、せめて80歳以上の市民を対象に一斉接種、こういったことはできないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 今年度、肺炎球菌が国の法改正によりまして対象定期接種になったということで、その該当者というのが65歳から5歳刻みという年齢の設定になっております。

今おっしゃるとおり80歳以上ということですが、当市の場合は定期接種の対象者の方全て無料ということで実施しておりますので、その辺については今現在、国の法に基づきましてやっているという状況でございますので、御理解いただきたいかなというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

現在、80歳以上の方というのは何名ぐらいいらっしゃるかわかりますか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 80歳以上の方というのが、これは10月現在の人数ですが、604人ということで把握しております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

この600人を一斉に接種するとなると、すごい額になるのかなというふうに思うのですが、80歳を過ぎても健康面では個人差がありますので、今自分は81歳だけれども85歳まではワクチンを打たなくてもいいよという方もいらっしゃるのかなというふうにも思います。

しかし、私たちが1歳の年を重ねることと80歳過ぎの方が1歳年を重ねるということは、やはり、体力的とかいろいろなことを考えて、すごい重たいというか、かなり大変なこともあるのかなというふうに思うので、できれば、ことしに入り、私の知り合いも4人ぐらい肺炎が、病院で亡くなっている方もいるのです。

それで、このワクチンを打っても、全ての肺炎には適用しないということもあると思うのですが、接種することで重症化を防ぐことができるのであれば、1年でも2年でも健康の寿命を延ばして歌志内で過ごしていただきたいなという気持ちもありますので、80歳以上全員とかではなくて段階的に何か考えていただきたいなというふうに思うのですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 先ほども申し上げましたが、当市の場合、65歳から5歳刻みの方を対象に無料で実施しているという状況で、近隣の市町も見ますと、同じような、国の基準に基づいてやっているところが多いかなというふうに見られますので、現在のところ国の基準に従ってやっていくということになっております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

あと、今年度該当する方に、もう既に自費でこの予防接種をされている方も83名ぐらいいるということなので、今お聞きした80歳以上の600人ぐらいの方の中でも、自分で3年前に打ったよとかという人もいると思うのです。費用的なものとか国の基準というのもわかるの

ですが、歌志内、よそのまちと同じようなことをしていても、どんどん人口が減っていつてしまう可能性もあるので、何かやはり違うことに取り組んでいくとか、80歳以上82歳、83歳とかと、1年ごとに少しずつでも接種できるような人をふやしていくことも一つの方法なのかなというふうに思うのですけれども、その辺はやはり費用的な関係で難しいのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 現状につきましては、65歳以上から5歳刻みということにしておりますので、なかなか、現状では、それをすぐやるということにはならないのかなというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

続きまして、買い物支援、こちらのほうなのですが、やはり、今、移動販売ですとか、コンビニも配達をしたりとか、生協のトドックというのも来ているので、多少の不便さは解消されていると思うのですけれども、急に蛍光灯が切れたとか、除雪のスcoopが壊れたというときも、必要なものがすぐには買えないということに問題があると思うのです。市外のホームセンターまで行くのに往復タクシーを利用しているという高齢の方もいらっしゃいます。

必要な物が必要なときに購入できない。ささいなことだと思うのですけれども、このようなささいなことが積み重なっていくことで、とても不便に感じてくるのです。この不便の積み重ねが、やはりこのまちでは暮らしていけないなという状況につながっていくのかなというふうに考えるのですが、いろいろ、近所の方に乗せていただいたり、買い物を頼んで買ってきていただいたりということで、地域の中で支え合って皆さん生活しているということはわかるのですが、やはりそれにも限界があると思うのです。やはり不便が不満になって、このまちから出ていくということにならないように、何か対策というのを講じていかなければならないのかなというふうに思いますが、そのことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 今おっしゃられたとおり、ちょっとしたことが自分ではできないと。例えばキャップをあけるのも不便を感じているとか、そういう部分については、先ほど御回答いたしました。できるだけ、そういう地域での支え合いが何とかできないかというものも今後考えていかなければならないのかなというふうにも考えております。

本当に、困っている方はごみ捨てもできないとか、いろいろな部分で出てきておりますので、その辺をどうしたらいいかという件については、今後もいろいろと検討していかなければならない課題であるというふうに捉えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） 今、テレビのチャンネルをつけると、たくさん通販の番組が流れているのですが、意外と高齢の方もテレビを見ていて、ああ、これを買いたいとか、買っている方がいるのではないかなというふうに思います。

現代は簡単にインターネットなどを使って必要な物を家にいながら買うということもできます。例えば歌志内のように小さい店しかないまちに暮らす人は、このようなインターネットを使って大きい買い物をして家まで届けてもらうというようなことも大変便利なのかなと思うのですが、でも、高齢の方で、やっぱりネットショッピングとなると、なじみがないので敬遠する方がたくさんいらっしゃるのかなというふうに思っています。

そこで、今、各地でサロンというのが広がっていますので、そういった中で、インターネッ

○保健福祉課長（虻川善智君） やはり、そういう養成講座を実施、ほかのまちの状況を見ますと、例えば13日間程度、130時間程度の講習を受けながら行うというような状況でありますし、市民後見人が担う仕事というの、結構中身の濃いものになってくるのかなと見られますので、そのような中で、なかなか、当市単独でやった場合に、どれだけの人がそこに来るかというのはまだ、現状をつかみ切れないうところがございますので、できることなら他市町と一緒にやるのが望ましいのかなというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ぜひそうしていただきたいなというふうに思います。

実際に歌志内の市民が認知症を患わずに、この市民後見人というものを必要としないことが理想になってくるのですが、やはり、備えておかなければいけないということになってくるのではないかと思います。ほかのまちといろいろ話をされて、歌志内、上砂川、小さいまちが何か所かあると思うので、そういった中で合同でこういった講習会が開催できるように、ぜひ進めていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、10のシルバーハウジングについてだったのですが、昨日の女鹿議員の質問に対してのお答えの中で、市民から寄せられたアンケートでもシルバーハウジングに対する要望がかなりあるということをお聞きしました。再来年には一応建てるという予定というお話だったのですが、今のところはどの地区にどのぐらいの世帯でということはまだ決まっていないのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） そのとおりでございます、どの場所にどのぐらいの世帯という部分につきましては、今後詰めていきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） また、入居に当たっては、今、コンパクトシティというのを目指しているので、集約された方が、やはり優先的に入れるということになっていくのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） その形態にもよるとは思いますが、例えばその地区での集約を行う場合に、そこの方のシルバーハウジングに入居したいという方が移転の優先先になるとか、また、そういう場所でなくて建てる場合には一般的に市民の方が募集して入れるとか、その辺、形態によって違うのかなと考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

やはり、今、あいているところは1軒もありませんということだったのですが、例えば御病気なんかで入院していらっしゃる方とかも若干いらっしゃるのかなというふうに思うのですけれども、これ、長期不在というか、病気だと、どのぐらいの間、部屋を借りていただけるようなあれがあるのですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 一応30日以上不在の場合は届け出を出すということになっております。

今現在、東光シルバー、神威シルバーという二つのシルバーハウジングがございますが、それぞれ2名の方が入院加療とか、そういった部分の該当をしている方がいます。この方については、それぞれ連絡をとりながら、また、本人と連絡がとれない場合には保証人と連絡をとり

ながら、それで状況を確認しながら、出てくださいということではなくて、もしほかに、例えばお子さんのところに住む予定だとかになれば、引き渡しといいますか、そういうことのお話も、今、2件についてはそういうことでいろいろ協議しながら詰めているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

やはり、たくさんの方が入りたいということで、空きができたらずぐ申し込みする方がたくさんいらっしゃると思うのです。複数の方がいたら、やはり抽選という形になって、何回申し込んでも抽選に外れる方ですとか、1回申し込んで、すぐ抽選で当たった方とかと、いろいろな、その時のその方の状況で入れる方入れない方がいるので、これ、シルバーハウジングに関しては、抽選ではなく優先順位みたいなものをつけて、年齢ですとか必要性ですとか、そのような仕組みをつくって、住宅に入っていただけるような取り組みというのはいけないのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 最近、平成24年度では、入居が5の間口に対して12件の応募があったということで、なかなか入るのが厳しいという状況でございました。

年齢制限につきましては、今現在60歳以上ということで、夫婦のみの高齢者世帯、60歳以上の単身でも可能ということになっておりまして、夫婦のどちらかが60歳以上でも可ということで、比較的年齢が、60歳ということで、それほど高くないということでございます。

今の基準がこうでございますので、この基準に対して入居の申し込みがされて、惜しくも入居できないという方については再度抽選ということになりますけれども、今言われているのは、例えば落ちた方が順番待ちとか、そういうことも可能ではないかなということかなと思います。他市町村もそのようなことでやっているまちもございます。いろいろ、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） 望む方が全て入れるようにたくさん建ててもらえるのが一番かなと思うのですが、それもなかなか難しいと思いますので、5回も6回も抽選に落ちると、一生入れないのかなというふうに思ってしまう方もいらっしゃると思うので、その辺は高齢者の方のお気持ちを酌んでいただいて、やはり、住む方にとって何がいいのかということを考えてやっていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、件名2の子どもの居場所ということなのですが、ことしの第2回定例会でも下山議員のほうから、文珠地区に子どもの居場所がないのではというような質問もありました。

先ほど御答弁の中でも、しらかば団地の中で、子どもが同じ場所で集団で遊ぶ場所があるのです。ちょっと、道路の形状上カーブのところなので、とても危ないのです。親に注意しようかしらという方もいらっしゃるのですが、まずどうして子どもがそこで遊ぶのか、そういったことを考えてみないと、ただ遊ぶなと言っても、また遊んで、来るのかなと。

ちょっと子どもたちに、どうして公園に行かないのと聞いてみたのです。そうしましたら、公園に行くと、小さい子どもがいたら、ボールなんかで遊んでいて、その子に当たったら危ないし、大人に怒られるし、座ってみんなでゲームしたりとか、そういったこともできないので、自然と家の前の、玄関口で遊んでいると、そこに何人か子どもがいるので、ほかの団地からも何人か子どもが集まってきて、いつの間にか小さい集団みたく遊んでしまうのだよねということを書いていました。

あと、児童館ですとか学童とか児童センターは行かないのと聞いたら、学校から帰ってきて、文珠から神威、東光まで行っても、すぐ帰る時間になってしまうので、なかなかそちらまでは行けないのだよねということも言っていたのです。

それで、しらかば団地、子どもたちがたくさん遊んでいるところ、裏に川があるので、意外と危険も潜んでいるのかなというふうにも思います。

文珠のほうにも、やはり、何かそうやって子どもたちが伸び伸びと遊べるような、遊びの中で自然にルールというのを覚えていくのかなと思います、いいこと、悪いこと。大人に怒られながらも、いいこと、悪いことと多分認識して育っていくのかなというふうにも思うので、ぜひ文珠方面にもそのような場所をつくっていただきたいなというふうに思うのですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 杉山主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 本田議員おっしゃいました、しらかば団地で遊んでいる子どもの様子につきましては、私どもも確認をして、子どもと接触もさせていただいております。

私どもが確認をいたしましたのは、しらかば団地、公営住宅裏手に河原がございまして、その河原に伸びた草むらの中、そこに分け入って行きまして、ちょっと場所を踏みつけて、秘密基地のようなものをつくって、そこで遊んでいると。私どもの世代からすると、大変子どもらしい、ほほ笑ましい光景の遊び方というふうに思っておりました。

そのときに、何が危険かということで私どもが理解いたしましたところは、暗くなって帰宅時間が来ましたところ、一斉に自転車に乗って急いで帰る。この一斉の帰り方が、自転車で、集団で一目散に帰宅を急ぐものですから、中には、場所はしらかば団地で、本町に住んでいる子どももいましたので、薄暗くなりかけて、かなりの勢いで帰っていく、飛び出していく、それが、またちょうど大人が仕事から終わって帰ってくる帰宅時間とも重なってまいりますので、ちょうど危険という言葉が一樣に出てきたのではないかなというふうに思っております。

それで、本田議員のおっしゃった言葉にもございましたが、ただ、草むらで遊んでいた、その遊びの内容が、やはりゲームというところがちょっと、私どもの余り本意ではないところで、ゲームはあくまでも天気の悪い日だとか、ほかにすることがない日在家中で遊んでほしいなというところではありますが、どうしてもそこで何をするかといえばゲーム。それから、議員おっしゃいましたように、公営住宅の階段、廊下のやっていることもゲーム。したがって、ゲームをするぐらいならあっちに行きなさいと。あっちに行きなさいの意味は、もっと外で健康的な遊びをきなさいという意味も含めて言われるのですけれども、子どもたちは注意されない場所を求めて探して歩くという、そのような今は構図があると思っております。

ですから、議員おっしゃいましたように、文珠地区はそのような場所はないので、考えていかなければならないのは確かでございますけれども、やはり子どもの遊び方、もっと子どもらしい遊び方を指導していくということも、私ども大事な役目ではないかというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

正しい遊び方を教えてあげるには、それなりに、その遊びができるような空間というか、そういうものもないと、野球とかサッカーとかができるようなところも余り、西小のグラウンドぐらいまで行かないと多分ないと思いますので、体育館だけではなく、②のほうともちょっとつながるのですが、子どもたち、アスレチックをしたいですとか、いろいろなことを市長と

語る会で言っていました。

それで、冬場でもどんどん走って、バスケットをしたりだとか、そういった環境があると、足、腰の鍛えにもいいのかなというふうに思うのですが、旧西小学校の体育館、こちらを開放するという事は、やはり難しいことなんでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 西小学校の体育館につきましての、今の状況でいきますと、管理状況からして、その中にフリーで、学校開放と同じような手法は、現状からはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） やはり、文珠のほうにも、子どもたちではなく地域の方が集うような、コミュニティセンターみたいなものがあれば、子どもは体育館で運動したりとか、あと、空き教室みたいなものを利用して本を読んだり、絵を描いたりとか、あと、高齢の方からお手玉を教えてもらったりですとか、そういった交流の場にもなってくるのかなと思うのですが、そういったコミュニティーの面から学校を使うということはどうなんでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 最初の御答弁でも申し上げておりますけれども、市全体としてのまちづくり計画の中で、一つ一つの事業としては、教育委員会としては、例えば高齢者チロル学園の方々と小学校の交流の中で、今、議員がおっしゃられたような昔遊びだとか、こういうものを交流的に、子どもさん方に公民館に来ていただいたりとか、高齢者の方が学校に行ったりとか、そういう形の中での事業としての取り組みはございますけれども、市内全体としての施設というようなことの観点からは、文珠地区には、やはり、中村、神威方面まで来なければ箱物的な施設はございませんので、それらはまち全体の中での計画の中で、関係所管等とも連携しながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。必要性については十分感じているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。ぜひ、子どもたちも言っていることなので、何とかかなえてあげたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

あと、最後、プールについてですが、今、赤平の市民プールを次年度に使うことについて協議を行っているということだったのですが、これ、もし赤平のプールを使うことになると、学校の授業は市のバスで行くからいいとしまして、夏休み、個人的にプールへ行くというときは、何か、移動費の補助ですとか、バスを出すとか、そういったようなことも考えられているのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 今現在、実はきょうまでの集約で、子どもさん方と保護者のほうでの集約のアンケートを行っております。その結果、どのような形の声で上がってくるのかということを含めながら、行政常任委員会の中でも御質問がありましたけれども、やはり交通手段という問題は大きな問題かなというふうに捉えておりますので、その辺についても、その結果を見ながら検討をしてまいりたいというふうに思っております。今のところ、どういう形でプールを運営するかというのは決定しておりませんので、御理解をいただければと思います。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

例えば、やはりちょっと補修を繰り返して、来年は使えないから1年だけ赤平市のプールを

使わせてもらうということになったときに、文珠のほうの方は、赤平へ行くより上砂川のほうがずっと時間も、近いですし、バスの料金も比較にならないほど安く済むのですけれども、これ、上砂川を使うというような、これはどこか一つの市に決まってしまうたら、そこだけということになってしまうのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 既に広域で、奈井江、浦臼、上砂川と協定を結んでおりますので、これまでも社会体育施設、それから社会教育施設的なものを、今現在もそちらのまちと同じ条件で使えるという状況になっております。

今回、赤平市とは、比較的新しい施設でありますし、地域性からいえば、逆に今度は上歌、東光方面は近いというふうな形になりますので、そういう形での広域的な連携という考え方でございます。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さんの質問を打ち切ります。

○7番（本田加津子君） ありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質問順序6、議席番号2番、川野敏夫さん。

一つ、平成27年度予算の方向性について。

以上、1件について。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 予算についての方向性をお尋ねするのですが、前段、それぞれの議員の質問に対して、大方私が聞きたかったのは網羅されておりますので、途中をはしりながら再質はしたいと思えます。

一応通告ですので、通告は読み上げます。

財源の効果的活用として、優先選択と集中を掲げておられるが、平成27年度予算の主眼について伺います。

①として、住民生活の安全、快適性についての考え方はいかがか。

②住民福祉の充実についての考え方はいかがか。

③教育環境の向上についての考え方はいかがか。

④公共事業、投資的事業についてはいかがか。

⑤各種団体あるいは各種活動に対する交付金、補助金に関する考え方はいかがか。

⑥各所指定管理制度の継続などの方向性についてはいかがか。

⑦各種基金の積み立て及び取り崩しの考え方はいかがか。

⑧停滞している住民サービスの復元、拡充についての考え方はいかがか。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 理事者、答弁。

松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 私からは、件名の1、平成27年度予算の方向性につきまして、一括御答弁申し上げます。

平成27年度予算の方向性の1から8につきましては、現在、新年度予算を取りまとめている

る段階でありますので、総体的な内容について一括御答弁を申し上げ、個別の内容につきましては再質問の中で御答弁申し上げます。

平成27年度予算につきましては、総体的な方針といたしまして、歳入に見合った歳出が予算の基本であるということ再認識した上で、事業の選択と集中を徹底し、限られた財源を効率的、効果的に活用しながら、多様化する市民ニーズに迅速かつ着実に対応するとともに、中長期的に持続可能な財政構造を確立していくため、身の丈に合った健全な財政運営を推進することを主眼として取り組むこととしております。

個々の項目ごとに方向性や方針は作成しておりませんが、投資的経費につきましては、今後の財政状況を考慮し、必要性、緊急性、後年度負担などを明らかにしながら事業選択を行うとともに、投資の適正化、効率化などを図りながら予算計上することとし、各団体への補助金につきましては、原則として平成26年度予算額を上限とするなどの考え方を示しておりますが、最終的には個々の団体等の要望に基づき、事業活動の費用対効果及び団体の繰越金の状況などを勘案して決定することになります。

また、各種基金の積み立て及び取り崩しにつきましては、財政調整基金につきましては今年度も当初予算で5,000万円を取り崩し収支の調整を図っており、平成27年度でも当初予算での計上は困難と思いますが、当市の歳入の大宗を占める交付税の落ち込みが見込まれるため、決算等で余剰財源が生じた場合は、再び財政危機に陥ることがないように財政調整基金に積み立て、その他の基金につきましては、事業目的に沿った積み立て及び取り崩しをいたします。

いずれにいたしましても、個々の内容につきましては、現在、所管課から予算要求書を財政課において取りまとめて整理している段階でありますので、今後の予算編成の中でヒアリング等により事業内容等精査を行い、整理、決定することとなります。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 全部思い当たる答弁なので、なるほどなというふうに感じております。

最初に、住民の安全、快適な生活ということで、きのう、おとといと、数年に一度という猛吹雪、これは道内だけでなく全国的なものということでいろいろな警戒がされて、かなり被害もあったようですけれども、幸いと言うと、ほかの市にもちょっと申しわけないのですけれども、歌志内に関しては、さほどの被害というのは聞いていないのですけれども、幸いということで申し上げますけれども、恐らく、来年度の予算に反映されるかどうかは別にして、市内でもかなりの警戒の態勢があったのではないかと思うのですけれども、防災は総務の担当かどうか、その辺として、今回はこのような警戒をして、それが外れたという言い方が合うかどうか、幸いだったのだよというような警戒の仕方はどの程度だったのですか。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 16日からの暴風雪ということでございましたので、当日、天気予報関係、そういうものがわかりましたので、議会終了後、直ちに市長、副市長、総務課、消防、建設課、保健福祉課、教育委員会というような関係箇所が市長室に集まりまして、態勢について協議いたしました。その中では、最終的には今後の天気の予報、想定を見ながら対応していくということになっておりまして、時間的に、4時に次の天気の予報が出るということなので、その時点でまた集まろうということで一旦解散しております。

その時点、次の4時の時点でまた集まろうとしましたが、天気予報が、予想がこの辺については余り被害がなさそうだということでありましたので、前段で集まった時点で、うちでとる

態勢としては、まず町内会長にこの情報を伝えようということで、各町内会長に一報を入れております。次に、状況を見て、早目の段階で、そういうことが予想されるということになった時点で、消防の有線と消防及び市の広報車を利用して、まず早目に周知しよう。

今回の暴風雪に関しましては、やはり外出しないということが一番の対策であると思っておりますので、不要不急の外出は避けるようにということを皆さんに伝えようということではしておりますが、幸いなことに悪化しませんでしたので、それはしないで終わっております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 本当に、ピンポイントというか、歌志内が外れてくれて、私も議会中に除雪に回らなければならないかなと思って、ちょっと不安だったのですけれども。

それで、これも快適な生活ということで、かなりいろいろな方から意見をいただいているのですけれども、一昨年から私ども議会報告会というのを開催しております。その中で、以前の議員の皆さんの質問の中にもあるのですけれども、やっぱり買い物をする場所がないよと、何とかならないのかいというのを結構聞くのです。それで、極端な意見の中では、市直営のスーパーなんかは考えられないのかいというような、このような話も出てくるのです。ただ、それにはいろいろな、疑問というか、ほかの商店に対する影響とか何とかというのはいろいろあるのでしょうか、そういう、市が一番要望のある買い物を何とかしようというふうな、足ばかりでなく買い物ができる施設を何とかしようというふうな、そういう方向の考え方はないのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） ただいま議員おっしゃられますように、市内で買い物ができる場所が非常にないということで、御不便をかけているところだというのは十分認識しておりますが、市が直営でそういう販売所を設けるという部分につきましては、ちょっと調べたこともありますが、なかなか事例がないと。NPO法人だとか、そういった形の中で販売されて、消費者の方に喜ばれているという事例については散見される部分がありますけれども、現状、歌志内の中で、すぐにそういった形で、市直営のお店ということについては、今のところは考えておりません。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 買い物をする場所がないというのは極端に、今のところコンビニとかがあって、若干生活の必需品というものはあるのでしょうか、やはりまだ個人の商店というのも若干ですけれども残っていますよね。その個人の商店、例えば酒屋なら酒屋のノウハウ、それから雑貨屋なら雑貨屋のノウハウがまだあると思うので、その人たちに集まってもらって、スーパー的なものを立ち上げてもらうと。そのサポートを行政でやるというような格好で、どういう立場で、どういうバランスでというのはちょっと、私も今は考えつかないですけれども、現在ある歌志内の商店を活用してというふうな、スーパーまで持ち上げるというふうな、そういうアイデアにはなりませんか。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） かつて歌志内、多くの商店、いろいろな業種の商店がございました。現在は非常に少なくなっているところがございますけれども、今、議員おっしゃられるノウハウは代々受け継がれてきているのかなと思います。

それで、昨日の特産品の開発の関係とも絡みがあるのですけれども、やはり、民間の方の意見を十分聞くということが今後必要になってくるのだろうなと思っております。ですから、特産品開発の部分についても民間の方の意見ということで、今後、商業の部分につきましても十

分声を、直接聞くような場面を設けまして、反映できる部分については反映したいなど、そんなふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 買い物をする場所ができる、個人の商店も潤うまでいなくても何とか活動が以前よりは増すというような、そういう行政のでこ入れをちょっと期待するのですけれども、その辺、もうちょっと何とか、来年度、再来年度の予算に云々というのはちょっと無理かもしれませんが、ちょっと考えていただきたいなと思います。そのために何をどうするというのは我々もちょっと相談に乗ったりというようなものを考えたいと思います。

同じ報告会の意見にもう一つあるのですけれども、太陽ファーム、やめてしまったのかいと。ワインはもうなくなるのという意見も結構あるのです。それで、この太陽ファームが、前段の委員会、その他でいろいろな報告があって、太陽ファームの社長自体が、これ以上ちょっと無理だというような話、ないしは今の歌志内の土壌のままでは栽培がこれ以上立ち行かないというような、そのような説明もありました。今まで太陽ファームに任せきりというか、歌志内市民の雇用の場所だよということを前提に考えて、もうちょっとでこ入れができたのかなと、フォローが不足だったのかなという考えはあるのですけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 太陽ファームにつきましては、平成14年度に市から事業を譲渡して、平成15年から実質的にワイン用ブドウ栽培がスタートしております。

以前の常任委員会の中でも御報告させていただいたとおり、ブドウ栽培につきましては、ほとんどの木が死んでしまっている状態ということで、栽培自体のほうは終了しているというふうに私ども認識しておりまして、ただ、羊の部分につきましては、現在100頭弱いるということで、確認はしているところでございます。

これまで行政として支援がどうだったのかということですが、いろいろと働きかけた部分は過去にもございますけれども、やはり太陽グループ自体が独自の理念を持っておりまして、ほかの各市町、そういった部分の助成は受けずに、自分の力でそういった地域に貢献していくと、そういったものを企業の理念として持たれておりまして、私どものほうでお話しした経過もございまして、それについてはお断りいただいたという経過もございまして。

ただ、実際に、現在あそこの地域はエゾシカの出没等が非常に多くなって、それが要因としてブドウ栽培についても難しくなったということもございまして。今後、私どものほうでできることは何かということ、やはり現場のほうと、また改めてお話しして、できることについてはしていきたいと、そのように考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 太陽グループの理念というか、いろいろあるのでしょうかけれども、事ここに至ってはという言い方が当たるかどうかわかりませんが、やはり撤退をされるよりはその辺の民間と行政とがタッグを組んで、どうだい、もう1回歌志内の特産品ということを考えながら、ないしは、重要なのは雇用の体制なのですけれども、その体制を整えながらもちょっと勉強してみるというようなことを、この雪解けまでに何とか、協定というか、そういうものもしてみる必要があるのではないかと思います。

きのうの副市長の答弁の中に、歌志内に合った、育てる産業を支援すると。ないしは、どういう産業が歌志内に合っているのかということ、今後検討しておくというような、そのような答弁もありました。だから、せっかく芽が生えて、今はもう芽がないよという言い方もしてい

るのですけれども、芽があった、そういうブドウ、ないしはみんなの要請がある買い物をする場所、スーパーとまでは、大それたことは言いませんけれども、買い物をする場所と、これを産業につなげるというふうに、何とか、今後できるのでしょうか、専門部会というのが。だから、そういうものの中で検討をしていただいて、これだという産業が見つかるのであれば、そちらにちょっとてこを入れてもらいたいなという感じもするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） ちょっと申し上げがおくれたかもしれませんが、実は太陽グループのほうで、今、羊事業を、以前、札幌のほうに移転するというお話があったのですけれども、今いただいている情報の中で、歌志内市内での継続というものが決まったというような情報もちょうといただいているところでございますので、今後の、ブドウ栽培の部分の再開についてもそうなのですけれども、羊事業とあわせた形で、市のほうでできる部分について、再開についても考えていく必要があるのかなということでございます。

それで、現在調査を進めているところでありまして、当然、栽培地につきましては農地というような規制がございますので、それらをどのような形で事業展開に持っていけるのかということも現在あわせて調査を進めているところではございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 太陽ファームにこだわるわけではないのですけれども、全体的に鹿の苦情というのがあちこち出ていますよね。それが直接農業に影響するのがというのが歌志内では余り聞こえてこない、商売的な農業に。個人でやっている畑とか何とかには結構来ていても、ことし何もだめさという話も結構聞くのですけれども、太陽ファームに関して、エゾシカの被害があつて、ちょっと断念するわという懸念があるのであれば、その辺の対策のほうは行政として対策しやすいのではないかと思います。育てる云々ももちろんそうでしょうけれども、鹿の駆除ですとか、それから駆除の体制を認可するだとか、その辺は行政のほうに対応しやすいのではないかと思います。その辺に関しては、ちょっと、1段飛び越えたような考え方はできないのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） エゾシカによる被害につきましては、議員おっしゃられますように市内全域、全市的な問題で、これは全道的な問題であるかなと、そのように考えております。

それで、確かに農業被害というものが前提となって、国からの補助等も受けて、防護柵を張るだとか、わなを購入するだとかという形のものができるところでございますが、うちの場合は、農業という部分が文珠の1件と太陽ファームというような形がありますので、ただ、今のまま、家庭菜園とか、例えば交通事故だとか、そういった部分での被害もふえてきている現状の中で、市単独で一つの取り組みをしなければならないなど、そのような考え方で、新年度に向けましては新たな取り組みをしていきたいなど、このように考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ちょっと発想が違うと言われるかも知れないのですけれども、支笏湖でしたか、国道を閉鎖して、射殺して捕獲というような、そのような話もちょうと聞いたのですけれども、今の答弁ですと、歌志内の場合は、そういうふうな認可のできる被害ではないよということなのではないでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） 知床のほうにつきましては、やはり自然林とか、そういうものから、農林水産という形で、そういう駆除の形をとって、ああいう自衛隊組織とかを活用していると思うのですけれども、最近、16日ですけれども、鳥獣保護法が一部改正になったということで官報に出ておまして、これは環境省のほうになります。ですから、今、農村地帯以外に鹿の数がふえていますので、交通災害とか、そういう視点でもって、環境省のほうもようやく動き出してきています。

それで、この間も環境省の職員と滝川と懇談する機会があったのですけれども、その中で、新十津川もそうですし雨竜もそうですけれども、鹿の被害が大きいと。農林水産だけではもう対応できないので、環境省のほうでも何とか支援をしてくれないかということで、改正の内容につきましては、個体の数を、たしか30年度だったと思いますけれども半数に減らすと。その中で対応策については、やっぱりハンターとか、そういうものについても養成していかなければならないという問題を掲げております。

それで、歌志内市としても、猟友会ですけれども、やはり、ただ鉄砲の弾だけで補助されても困るので、例えば個体を、やっぱりとった場合、それを処理した分として、1頭当たり何千円でもいいですから補助してくれないかと。そのほうがハンターとしても充実したと言いまして、取り組みができるのだということも、最近の話し合いの中でそういうことも出てきていますので、今、川野議員がおっしゃられた対応については不可能ではないなど。ただ、今後もう少し研究して、それらの取り組みを強化しなければ、それこそ鹿の数がますますふえていく状況になっていくと思いますので、その辺については一つの問題として考えていきたいと思っています。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ですよ。逆に鹿を産業にするという考え方も、やっている場所もありますよね。それは全然私も関知していないので、どういうことをやるなどというのはわかりません。

今、副市長が言うように、撃つのは撃てるけれども、それを処理するのが大変だというような話も聞きます。だからその辺は、やっぱり産業課として、この次の、平成27年度の予算にある程度反映をさせてもらって、やっぱり現在いる猟友会を若干ふやしてもらえないしは活動しやすくする手だて、これはやっぱり予算の方向性として考えていただきたいなど、このように思います。

コンパクトシティを考えているということで、前段から新しい、シルバーハウジングですか、それから修理した住宅に転居してもらおうというふうな、そういう計画はあるようだけれども、今まで一応転居費用みたいなものをある程度補助していましたよね。だからこういうもので、出た人の意見として、もうちょっと応援できないのかいという意見と、それから、いやいや、大丈夫だよという意見と、その辺はどの程度把握しておられますか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 補償費の応援ということでございますけれども、うちのほうの補償費内でおさまっているというふうな考えておりますし、そのような、もうちょっといただければとか、そういう意見というのは今のところございません。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 移転対象者との話なのですけれども、一番スムーズにいった例と一番難航した例とで、期間的にはどのぐらい違うのですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 桜ヶ岡の実績といたしましては、平成23年に説明会を開いて、平成23年からということで、平成26年度、全ての方に退居の協力を得たということでございますが、大体、お話をしている、今すぐ、年内といいますか、1年以内という方が結構いるかなと思います。ただ、桜ヶ岡につきましても、やはり3年ぐらいという方もいらっしゃいました。

そういうことで、大体1年から3年ぐらいということでございますので、今後の移転につきましても、そういった実績を踏まえながら、説明をしながら、移転の期間というものを設定していきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） その移転なのですけれども、移転の対象とされている人からの話なのですけれども、出るというから出ようと思うのだけれども、出るのなら砂川に行くわというような意見も聞いているのです。せっかく荷物をまとめて引っ越しするのなら、歌志内でなく砂川に行く、滝川に行くというような意見もあったのです。実際にそれが行われたどうかはわからないのですけれども、今回対象とされた桜ヶ岡に関しては、そういう事例はなかったですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） やはり市外に出られた方もいます。やはり移転先が、例えば新築住宅とかであれば、若干の魅力はあるかなと思いますが、移転先につきましては、修繕を行いながら、なるべく歌志内に住んでいただくようなことで対応はしているところでございますし、これからも歌志内に住んでいただくように、そういうようなことで、交渉といいますか、そういうこともしていきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 若干そういう、他市へ移転されたという例もあるらしいのですけれども、そういう場合も補償費は、支払いはされているのですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 集約でございますので、行政の要請といいますか、そういうことでございますので、明け渡すということでございますので、その対価として、当然かかるべく引っ越し代は支払うということになりますので、それが市外であっても支払うということになります。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 市内の移転の住居なのですけれども、これは何回も、ほかの方も一般質問していますけれども、俗に言う水回り、風呂ですとかボイラーですとか、入居したときに既に使える状態になっているという格好に修繕しているのか、それとも今までの基準同様に、それは個人持ちですと、それは移転費用の中から拠出して下さいと、そういうような格好で退居しているのですか。どういうことでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 移転先に浴槽はあるものの、風呂釜、風呂がないという方につきましては、今現在使っているものをそのままそちらに持っていくというケースもございますし、新たな、平成7年度以降に建設されました文珠高台団地とか東光地区、これは全て完備されています。家賃が若干高くなりますが、そういうところであれば、今現在使用しているものを手放して、そちらに移転するというので、いろいろなケースがございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） きょうでしたか、住民生活の快適性というふうな、この後つながって

くるのかもしれませんが、地域おこし協力隊ということ、何か来年度から歌志内も考えるのだということなのですけれども、これの予算措置ないしは期待度というのはどの程度のものでしょうね。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 地域おこし協力隊の件でございますが、これにつきましては検討委員会の中の提案事項の一つでございます、その辺、市長との政策のヒアリングのところ、挙げております。それで、これから予算の、今後の査定等を受けてのことになると思いますが、一応予定したいというふうには考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 答弁漏れで、どういうことを期待しているのかというのを聞いたのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 基本的には3年間、うちのほうのいろいろな業務をやっている、3年後に歌志内に定住していただければということを考えております。

○議長（山崎数彦君） 職種のことを言っているのですか。どういう業務を期待するかということですね。

○2番（川野敏夫君） いや、聞きましたからいいですよ。

○議長（山崎数彦君） いいですか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 各市町なんかでも既に活躍されている方が、数名活躍している市もあるようですし、大いに期待どおりの活躍をしていただきたいなと思います。非常に楽しみなのですけれども。

福祉の充実について。

これ、委員会で討議した中で、今回の補正の中で福祉灯油、この助成の事業ですけれども、これは委員の質問をして、その答弁の中で、概要ではなく要綱で資料をすべきだったというふうに私も聞いたのですけれども、この福祉灯油の助成事業というのは、もう既に要綱になっているのですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 要綱として定めておりますので、その中で行っていきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 毎年、今ごろに補正が出て、新たにということここ数年やってきているのですけれども、当然、この先も恐らく福祉灯油の助成というのは必要だと思うのです。だから、助成の額そのものは、今回も1.5倍の交付があったので、5,000円を6,000円にというような、その額については別にしても、こういう年齢の対象者にはこういう助成をしますよというのを歌志内市として条例化して、当初の予算として組んでおくというのが必要かなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 福祉灯油につきましては、その年の灯油単価というのを見きわめながら、必要か必要でないかというようなものを見きわめながらやっているものがございますので、現在のところ要綱で行っているということでございます。

今後につきましても、その状況を勘案しながら、要綱がいいのか条例がいいのかというのは

今後も課題になってくるのかなというふうに考えております。また、国のほうでもいろいろ、福祉灯油、灯油代に対する支援というものも、今後どのようにしてくるのかなというふうなものも見きわめながら考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 教育環境の向上ということで、せんだって、ノーベル賞、マララさんですか、一番記憶に残っている言葉が「教育こそ最優先の理念で」ということで受賞したようなのですが、それぞれ土地的な環境の違いはあるのですが、年々歌志内の子どもたちが減っていていますよね。例えば幼稚園だけで考えますと、今のばら11人、さくらが6人、来年度、さくらに入園する予定者が4人ということで、どんどん子どもたちが減っていく。

いろいろなところに、一番最初に言いましたけれども、選択と集中という考え方でやるのだというのはもちろんわかるのですが、子どもたちに、前に、女鹿議員でしたか、いろいろな、教育費云々の補助をもうちょっと手厚くというような質問もされていたのですが、この辺、ちょっと集中を子どもに向けてという考え方は今後ないですか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 子ども方全体とするという状況からすれば、例えば小中学校の補助教材を一定額市で負担をしていたり、平成26年、今年度からは幼稚園までその部分については拡大をして行っているという状況がございます。

そのほか、例えば、教育ではございませんが、医療費ですとかいろいろな形の中でも助成をしているかなというふうには思っております。

一応、新年度に向けてという形での御質問でございますので、教育委員会としましては、今、補助教材についての部分、これは全子ども方に該当する内容でございますので、この部分の額を若干上げたいというふうな考え方、それをもって保護者の負担軽減という形にも結びつくものかなと思っておりますし、政策候補として挙げているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 先ほど子どもの遊び場がどうのこうのという話もありましたけれども、やっぱりそういう環境をよくする、子どもの環境がよければ、その親もいい環境だなということになるのでしょうかし、そうすると、歌志内の人口の減り方も、ちょっとブレーキがかかるのかなというふうな感じもあるので、今言う若干なりとも予算はふえていくはずだということに、言ってみれば給食費ですとか学用品、その他全面的に無料になどということは、言葉としては言えますけれども、なかなか、あれもただ、これもただというわけにはいかないのでしょうか、その辺は少し、子どもたちの優先度が上がってきたみたいな実感がわくような、ちょっと予算にしていきたいなと思います。

それで、補助金のほうに移るのですが、これ、一応、今回は前年度の補助金額が上限だよという説明なのですが、一旦ゼロベースでという考え方が前にあったのですが、そういうふうに昔に立ち戻ると。これはどうしてこのような補助がいるのだ。要請を受けているから、去年これだけなのだから、ことしもこれだけ出すというような、安易な査定の方がいいのかどうか、まずゼロベースで考えられないのかどうか、その辺をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 補助金の部分、ゼロベースということでございますが、先ほどもちょっとお話ししましたが、役割を終えた事業ですとか効果の少ない部分、これは廃止

だとか縮小をして、優先順位の高いところに振り分けするというごさいますので、今までもゼロベースということで考えてきたというふうに思っております。

それで、予算編成のときには、原則ですけれども平成26年度の予算額をマックスとしますよと。ただ、個別の部分につきましては、最終的に活動状況ですとか費用対効果、そしてあと繰越金、この部分を勘案して決定させていただくということにしております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） これ、最近、各町内会に回ってきている寄附の依頼書なのですけれども、神輿の会から各個人、企業、町内会宛てに寄附のお願いをしているのだと。今まで石炭みこしをいろいろ改修してきたのだけれども、ちょうちんだけがちょっと古いのを使っているということで、ちょうちんを何とかしたいから協力してくださいという要請が来ています。これは、市のほうにはこういう意味の要請は上がっているのですか。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 神輿の会のほうから産業課のほうに、今、新年度予算の要望の関係の中で、ちょうちんを新しくするというごさでの要望はいただいております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） それに対する考え方としては、査定の対象にするというふうにごさえておられるのですか。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 現在のところ、神輿の会、また、ほかの会もそうなのですけれども、市内のイベントに携わっていただきまして、いろいろ盛り上げていただいているというごさなことごさいますので、現状、私どもの今の段階では、査定のほうには上げたいというふうにごさえているところごさいます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 全部にというわけにはいかないのしょうけれども、希望する内容によっては協力をしたいなど。うちも町内では何とかというふうにはごさえているのですけれどもね。

あと、指定管理制度、今やっておられる、今後とも続けていただきたいという関係もあるのですけれども、これ、去年の指定管理をしている施設、これはどうなのという質問の中で、かもし岳の温泉にしても、それから道の駅の施設にしても、だんだん老朽化しているよと。そろそろ手も入れなければならないのだという答弁があったのですけれども、これは数年前からいろいろなこと、事案として取り上げられているのですけれども、これが来年度に何かをしなければならぬという懸念はどの程度あるのですか。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 産業課所管として、かもし岳スキー場、温泉、それから道の駅附帯施設、これらごさいますして、建設から相当多くの年月が経過しております。それで、施設・設備の老朽化というものを私どもも確認しているところごさいます。

その辺につきましては、現地も見ているところごさいますごさいますご、やはり財源的なものごさいますご、優先順位等も考えながら、施設の部分の改修等も含めて検討しているという状況ごさいますご。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 来年度にかけて予算化しなければならないほどではないというふうな理解でよろしいのですか。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） それぞれの指定管理者の方から現状要望を伺いながら考えているところではございまして、やはり、例えばスキー場であれば、例えばリフトであれば利用者の安全・安心を守らなければならないということで、多くの部分が出てきておりますが、その中でもやはり、どうしてもというような部分で必要だということが出てくれば、現場のほうとの話し合いの中で必要だということであれば、それらについては査定の中に上げていく必要があるのかなど。

また、やはり、これまでずっと先送りをしていた施設の改修をしている部分もございまして。それらについても、やはり煮詰めながら、必要というふうに判断されれば、やはり査定のほうに上げていくことになるのかなど。

個別具体の部分ではございませんけれども、その部分で、今いろいろと上がってきている要望について精査しております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） もう一つ、社協へ指定管理を委託しているデイサービスセンター、これは、前段の委員会の中でも、来年と再来年に関しては、受託側、社協側が一丸となって、利用者のためにサービスの充実をするということで我々も納得しているのですけれども、利用者のサービスを現場的には充実できるようにいろいろ考えているということですが、この認識、事業の計画というものも再認識してやっているようではございますけれども、委託側として、より一層の、物心ともにの支援といいますか、これは、いろいろなPRないしはいろいろなことを管理しながらというふうな情報は得ているのですけれども、この辺に関して、委託側としては受託側の環境の変化、これはどの程度把握しておられますか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 設置者として、できる範囲ということで、施設のPRとか、それらについて積極的にやっていかなければならないのかなというふうには委員会の中でもお答えしているところでございます。

できる範囲ということでございますので、例えば直接的に利用者の増を図っていくというのはなかなか難しいものもございまして、その中でも経営状況とかその辺を定期的に把握しながら、御相談しながら、その辺については取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ちょっとルールを知りたいのですけれども、例えば、今、歌志内市のデイサービスセンターには行っていないよと。どこかほかの施設、砂川なり何なりに行っているよという人が、うちの町内にもいるのですけれども、その人たちに、ちょっと歌志内のお試しデイに行ってみてくださいよと。それで、ああ、そうか、そんな話を前に聞いているけれども、そうしたら連れていってもらおうかなという話になります。そうすると、その人が、例えばきのうでしたか、女鹿議員も言っていましたけれども、設備としては歌志内のデイサービスセンターはかなりいいものだというふうに言われていまして、私もこの間、お試しデイに、うちの老人クラブ13人を連れて行ってきたのですけれども、いやいや、これなら私たち、もしなったらここに来るわという話にも大方なりました。

それで、ほかの施設に行っている人が、もしお試しデイを体験して、こちらに移りたいのだというふうな環境になった場合に、どのような申請手続が必要なのでしょう。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） まず担当しているケアマネジャーのほうにその旨を伝えてい

ただいて、そこから利用につなげていくという流れになるかなというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） あくまでも今担当されているケアマネジャーにそれを申請して、ああ、そうですね。そうしたら、そちらに変わりますかということに、手続としては必要かどうかということですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） まずケアマネジャーに御相談いただいて、そこから施設の契約につなげていくという形になります。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ちょっと基金のことでお尋ねします。

比較的使い勝手のいいという基金、いろいろ縛りのある基金もあるのでしょうか、これ、今、歌志内市で抱えている基金の中で、使い勝手のいい基金というのはどの基金で、その残高というのは幾らぐらいあるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 使い勝手がいい基金ということでございますが、基金につきましては、目的等が決まっておりますので、財源的な部分で使うということであれば、やはり財政調整基金かなというふうに思いますけれども、財政調整基金につきましては、17億5,000万円積み立てをしております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 歌志内でまだ使える基金として、俗に言う新基金ですか、が若干残っているかなと。それが平成27年度の予算に、若干取り崩しを予定されているものがあるのかどうか、それもお尋ねしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 産炭地の新基金につきましては、本年度末の予定として8,850万円の残高がございます。

なお、この基金につきましては、平成28年度末までに全て取り崩す予定でございます。

基金の性格上、民間企業等による新たな設備投資に対して取り崩すと、そこで雇用を期待するという性格のものでございまして、現在、市内企業から1社、本当のあらあらの部分ではございますが、お話は来ているところではございますが、まだ具体的な形になっているところではございません。ただ、当市の場合、これまで交流人口の増を図るという目的で、観光振興的な部分での活用も行ってきておりまして、その辺についての新年度の取り崩しについてもただいま検討しているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 先ほど話がありました財政調整基金、これが、俗に言う標準財政規模ですか、歌志内の場合は24億円ぐらいというふうに示されているのですが、以前には標準財政規模の20%ぐらいを目的とか50%ぐらいを目的とかと、いろいろな段階を踏んできているのですが、やはり、規模24億円、満度にやっぱり積み立てが必要かどうか。また、その根拠というのはどういうものなのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 財政調整基金につきましては、積み立てが最優先ということではないのですが、必要な事業はやっていかなければならないと思いますけれども、何回か申し上げておりますが、歳入の大宗を占めます交付税の落ち込みが今後見込まれますので、年度末に

余剰財源が発生した場合は、再び財政危機に陥ることがないように財調に積み立てておくのが適当でないかなと思っております。できましたら標準財政規模の24億円程度まで積み立てたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 残るのにこしたことはないのですけれども。

住民サービスの拡充についてなのですけれども、市営改良住宅居住者の車庫、車の保管場所なのですけれども、これ、各町内、上歌、東光、歌神、本町ぐらいまでしかまだ私も把握していませんけれども、これについては何度か質問しました。一応、使用料の徴収ということで割り当てられているのですけれども、調査というわけではなく、私の見ている範囲で、貸付件数というのがかなり不合理なのです。それで、やっぱり公平ではないのではないかという見方ができます。

例えば新しく車を買って、ほとんど軽なのですけれども、軽を住宅の横に置いているよと。私が除雪するからこちらに置いてと言ったら、いや、小屋と小屋の間に置くからいいよというふうな格好で置いてもらう。それで、除雪費もかかるから、ここは1軒2,000円ずつもらうという話をしたら、ここならいいのかいと。ちゃんとあんた、市に届けてくださいよという話をしたら、えっという格好なのです。市にここを保管場所として自分が登録する必要があるということはまだわかっていない人がかなりいる。

だから、そういうことであれば、以前のように各町内で邪魔にならないところへ置くということに関して、駐車場代、そういうものを徴収するのは、ちょっと公平に欠けるのでやめたほうがいいのではないかなと。それと同時に、自分の勤めている会社、歌志内市の駐車場にとめるのに、自分の車を自分の会社の前にとめるのに駐車料金がかかる。これもちょっと不合理かなと思うのです。だから、駐車場使用料の収入予算というのをちょっともう、外したほうがいいのではないかなというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 軽自動車につきましては、車庫証明の対象にならないということで、行政のほうとしても、いつ購入したものかという部分でわかりづらい部分がございます。逐次その調査をしなければ的確に把握できないのかなと思います。

今、議員が言われた、いわゆる使用料、借地使用料といいますか、そういうものをまた前のように無料にしたらどうだということですが、これについては、今後、ほかの土地の関係もございますので、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 何とか、このようなことで収入に上げなくても、出るを減らすみたいな、やっぱり少し調整をしながら、集中の矛先を変えてもらいたいなという感じもあります。

ここ二、三日、もうちょっと前からかな。管内の首長、例えば無投票で当選された、それから来年4月の統一地方選挙のときに任期がある市長は再選を表明するという格好で報道があります。再選を表明した市長の行政運営の中に、やはり全員、人口減の歯どめを何とかしなければならぬと。これを最大の目標にしますというような発言がございます。言ってみれば持続可能なまちづくりを云々というような、そういう表現で報道されていますけれども、これもきのうでしたか、副市長の表現の中で、来年、国調があって、恐らく3,600人ぐらいというふうな想定をしているのだというようなことが言われます。その前の前の報道には、20年後には1,200人ぐらいになるよというような、そのような報道もありました。

今、来年度に向けて、当市として生き残っていける最少の人口というのは、いろいろな計算

の仕方があるのでしょうかけれども、どの程度というふうに考えて、これが生き残っていられる最低の人口だよと。そのための対策というのはさらに拍車をかけてやらなければならないと思うのです。だから、その辺の、国勢調査、来年度3,600人云々というのもありますけれども、その後、ここまで来たらやばいというような数字を押さえているのであれば教えていただきたいなと思います。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 生き残る最少というのはなかなか難しい部分だと思うのですが、例えば市としての要件というのは地方自治法に決まっていますが、5万人ということです。それから比べますと、今の歌志内の人口3,800人台というのは、市としてどうなのかという部分はありますが、道内で一番最少の人口、多分1,000を切っているところもあると思うのです。全国でいけば、もっと少ない、100人台のところもある。そこはやっぱり、幾ら少なくなっても自治体としては残っているわけでございます。

そこで、なぜ残っているかという部分でいきますと、やっぱり地方交付税というものがありまして、国民がどこに暮らしても一定のサービスは受けられるようにという財源保障というのが地方交付税というものに持っておりますので、地方交付税という、そういう制度がある限り、人口が少なくなっても維持はできると。ただ、そこで維持ができるのは一定のサービスということでございますので、私たちが今これからやります人口減少対策ですとか、そういう移住定住対策というのは、そういう一定のサービスには入っておりませんので、特出という部分。それができる今の状態でございますから、そういう状態というのはやっぱり、地方交付税のほかの特別交付税が入ってきているという部分が多分にして大きい部分はありますので、その辺の、特別交付税の、この年に来る分が大幅に減ってしまいますと、なかなか苦しいのかなというような見解になるのではないかなと思います。

○2番（川野敏夫君） ありがとうございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さんの質問を打ち切ります。

午後1時まで休憩いたします。

午後 0時10分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

質問順序7番、議席番号1番、梶敏さん。

一つ、地方創生について、一つ、市有林について。

以上、2件について。

梶敏さん。

○1番（梶敏君） 私の質問も、先ほどからいろいろ議論をされて、一定の方向性が見えてきたと、このような思いであります。でありますから、確認をさせていただいて、そして、新たなことが出てくれば別でしょうけれども、お話を進めてまいりたいと思います。

それでは、1件目、地方創生についてであります。

安倍内閣は、この選挙に向けて、地方に活力をとということで、地方創生の政策を実施することになりました。この政策に当たりまして、当市にとってどのように受けとめ、どのような政策に期待しているのか、お伺いをしたいと思います。

2件目、市有林であります。

傾斜地の雑木や市有林は、これから雪が積もり、その重さで古い木などの枝折れや倒壊の危険があります。また、歌志内にとりましては、その傾斜地、市有林等の生えている地域に、近くの民家や河川があるわけでありまして、でありますから、雑木等が倒壊をいたしますと、直接住宅に当たる可能性があり、また、川にその雑木が落ちていくと、川もせきとめるような格好になるわけでありまして、そのような状況に立つと、災害が発生をする可能性があります。そのような意味で、早く点検をしていただきたい、このような思いであります。

また、野生動物が、その木の葉や根を食べると思うわけでありまして、住民のそばまで来ておりますので、これも危険なので調査をすべきだと思いますので、この2件についてお伺いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者、答弁。

渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私のほうから、件名1の地方創生についてお答え申し上げます。

地方創生につきましては、国が少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとしていただいております。

これまで当市を含め地方自治体では、人口減少対策としまして移住促進や子育て支援などさまざまな施策を展開してまいりましたが、大きな成果を得ることはできず、人口減少に歯どめがかからない状況にあります。

今回成立いたしました「まち・ひと・しごと創生法」により、人口の減少傾向に歯どめをかけられるよう努力してまいりたいと考えており、今後、国が示す総合戦略並びに都道府県や市町村に求めるとされている地方版総合戦略の策定内容について情報収集等に努め、当市の実情を踏まえながら策定について検討することとしております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 私からは、件名の2、市有林について御答弁申し上げます。

危険箇所との把握と調査について、市はどう考えているのかとの御質問でございますが、当市は、ウナギの寝床と言われた狭隘で多くの沢に集落を形成した地形であります。

御質問の集落地における雑木や傾斜地につきましては、従前より北海道において、市有地、民有地、道有地を問わず危険箇所となるべく調査を実施し、急傾斜地や砂防対策の必要がある場所を指定し、防災を含め、その対策工事を順次行っていただいております。

現在のところ、市といたしましては、専門的な知識を有するこれらの調査を実施することができませんので、地域住民から寄せられた相談事案につきまして、個別に対応しているところであります。状況によりましては、北海道へその情報を伝え、要望を含め対策を講じていただけるよう働きかける考えであります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） 先に地方創生からお伺いをしてまいります。

地方創生、これは、私が考えるのには、1988年の竹下内閣のふるさと創生事業、これに似ているなど、このような考えを持ったところであります。地域は地域の皆さんで考え、そして国からはお金を、当時は、竹下内閣のころは、1億円を出すから知恵を絞りなさいと、このようなお話があったと思います。

今回の部分については、予算の面については、まだまだつまびらかではありませんが、竹下内閣のころには、歌志内のかもい岳スキー場を使って音楽祭を行ったと。多くの市民の方々が、また周辺の地域の方々が、また歌志内に住む人方が、こういうことがあるよということで声をかけ合って、そして多くの皆さんが、そして市民の皆さんの協力をいただいてできたわけでありまして。その後、歌志内市も財政状況が悪くなりまして、そういう行動もなかなかできなくなりました。

また、1億円もいろいろな有意義な使い方をしていたというふうに思っておりますが、今回、単に事業を行うということだけではなくて、まちを活性化させる、まちを元気づけるということの期待を持つわけでありまして。

今、御答弁がありましたように、人口の少ないところはだんだん、活力の弱いところは人口がふえるどころか減っていくと。そして、消滅をするまちも日本全国どこかにも出てくるだろうと。そのようなことで、ある意味ではいつか合併論議が盛んに議論されたわけでありましてけれども、合併論議は別といたしましても、東京に一極集中、やや是正されているようでありましてけれども、地方が元気になる、このようなことで、地方創生ということを進めていこうということだろうと思います。

一つには人口減対策、このようなことも含めて、歌志内のこれからのあり方と、このようなことで、人口歯どめの策はいろいろ考えておられるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 人口減少対策につきましては、これまでもいろいろやってきてございます。今年度につきましては、新規の事業といたしまして、定住促進助成事業ということで、住宅取得に対しての奨励金ですとか空き家バンク、ちょっと暮らし体験事業、また、ことしになりまして、9月の補正になります。肺炎球菌予防ということで、健康寿命の延伸など、いろいろな事業をやってきておりますが、来年度につきましても、各所管から考え方が今出されておまして、予算編成の最中でございます。そういったものにも力を注ぎながら、人口減少対策に頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） 昭和33年に市政を執行した。そのころには人口が4万人を超えていた。ある意味では、よく私どもの大先輩がする話で、4万人以上5万人ぐらいはいたのではないかと。そういうふうに、あのころは、ある意味ではいろいろな人が歌志内に仕事を求めてきて、住民登録をしないまま、また引っ越していったと。また、長い間ひとりでおられる方については、住民票を持ってこないで住んでいた。

私どもの住んでいる地域についても空き地がほとんどなくて、ある意味では普通の1軒の住宅に2軒が入っているよ。ある意味では長屋があって、6軒ぐらい、2部屋ぐらいのところに1家族が住んでいたと、このような時代もあったのですけれども、私どもの地域を見ても、空き地がだんだんふえていっていると。このようなことで、ある意味ではまた、私たちがちょうど高校を出るころ、中学校を出るころ、集団就職時代でしたから、みんな出ていくのが当たり前のような格好になっておりました。

また、そのときに、我々の親年代の方々にすると、石炭を掘るということで人が歌志内に集まってきましたから、またふるさとに戻るといふ人もおりました。ですから、あのころ4万人ほどいた人口が今、午前中のお話のような人口の状況になっております。

私どもも、ある意味で言うと、職場がないから、子どもたちには出ていくのも当たり前だよという状況になってきております。幸いにして、私のうちはみんな、働くところは滝川だとか

砂川だとかと行ったりするのですけれども、うちから通っていると。

このような状況におりますけれども、便利さを求めて、また、いろいろな条件を持って引越しをしていく。何とか、ふるさとと言える歌志内になっているわけですから、このような努力をもっともっとうしていただきたいと。そして、地方創生では本当に、地方が元気になると、こういうお話をしていただきたいと思うのですけれども、これからの歌志内をどう見ていくのかということで御答弁をいただければありがたいと思うのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） 一般質問の中でこれまで出された人口減の対策について、それぞれが重みのある提案として位置づけながら、それぞれが実現をしていく、いろいろな政策を実現していくことによって、今住んでいる人がまず幸せになることが大事だと。その後で、幸せになった人から歌志内にいけば幸せになりますよというような言葉が広がっていけば、歌志内は維持されるだろうと。余り過大に、人口を倍にするとかという気負った形ではなくて、今ある4,000人規模の人口をいかに維持していくかということに努力をしていくべきではないのかなと。これが今、歌志内が求める姿ではないのかなというふうな感じはしております。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） 余り過大に期待をするというふうな、思いを持つということよりも、今実際に住んでいる我々が、また、歌志内の小学校、中学校、高校を卒業された方の母校のある場所だよと、地方に行かれても。そのような歌志内の思いを持っていかなければならない、そう思うわけでございます。ですから、歌志内が市長を先頭にして、職員の皆さん、我々も努力をしなければならぬというふうに思っておりますが、小さくても志が大きい、思いは大きいと、このような意味で、これからも歌志内に住み続けたいなと、こんなふうに思っております。

本当に、歌志内にいけば、歌志内にいることによって我々も元気になるよという思いになっていきたい。本当、私どもが子どものころには、昭和35年前後を見ていくと、中学校には13クラスあって、1クラスに入れるだけ入れて、60人ぐらい1学級にいたよと、そのような話がありますけれども、ほとんどの方々が東京に行ったり各地に散ったりということで活躍をされているのだろうと思っておりますけれども、これからも歌志内にずっと住んでいけるように努力をしていただきたいと、このような思いでございますので、今、副市長のお話を伺うと、ある意味では過大に考えることはないけれども、この歌志内に住んで幸せだと思えるまちを市長を先頭にしてつくっていただける、進めていく、このように受け取ってよろしいですか。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） まず、まちづくりということですが、今、4万6,000の人口のあった時代を懐かしんでもしょうがないわけです。石炭という大きな基幹産業がありまして、ベースがあったわけです。

石炭産業というのは、裾野が非常に広い産業でして、そこに抱えられている労働者も含めて大きな均衡があったわけで、今、歌志内は、その基幹産業というものがなくなっています。

それで、私たちが今なさなければならないのは、人口の減少を防ぐというのがまず第一ではないかと、そのように思っております。そのためには、今住んでいる人たちを大切にします。それで歌志内をついの住みかになると、そういう思いでここで生活をしていただくということがまず一つ大切なことではないか。自然減は防ぐわけにはいきませんが、あと、社会的な減少というものが出てきます。これをどうして維持していくか、副市長が申しあげましたよう

に、歌志内の人口を維持していくかという、やはり産業が必要だということであります。産業が興ることによって、そこに雇用が生まれるということがもう一つございます。

今、歌志内では、先ほど総務課長が申しあげましたように、地方創生という、国が示しているものがございますが、まだ細部については我々つかみ切っておりません。これから出てくるのではないかと。

こういうものをベースにして、何とか歌志内の中でも、いろいろ質問がございましたけれども、そういうものを含めて、何とか地元で産業を興せないか。雇用を必要とする、そういう産業が興せないかということ行政が内部でいろいろ議論をしているところでございます。

そういうことで、まさに新年度以降に向けて、新しい政策というものを新年度予算を含めて今考えているところでございますし、また、来年は、繰り返して申し上げますけれども、基本構想を策定する年でございます。この10年間ストップしていたまちづくりというものをどう進めていくかという非常に重要な政策の策定になりまして、これをもとにして歌志内のまちづくりが始まると言っても過言ではないと思っております。

そういう中に、今、議員の皆さんからいろいろな御提案がありました、ハード部分、ソフト部分も含めて、具体的な計画としてあらわれてくるのではないかと考えております。そういう中に、今、人口の減少に歯どめをかける、あるいは移住・定住、あるいは産業興しによって雇用を生む。また、地元の事業と申しますか、公共工事での事業量を確保しながら、そういう中にも雇用を守っていく。あわせて、地元の商工業の振興、今頑張ってくださいっている商工業の皆さんをどう我々は支えていくか。こういうことをトータルして、政策として進めていかなければ、なかなか落ち着くことはないのではないかと。そこに皆さんの知恵をかりながら、これから取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） 安倍総理も地方創生ということで全国をかけずり回ったり、ここしばらくしておりましたし、また、地方創生の担当大臣もおられるわけでございます。でありますから、当市のこれからの行く末の中で大きなインパクトを与えてくれることを願うものでありますけれども、市長も今、決意のほどをお話もしていただいたような格好になっておりますので、その辺のところをしっかりと、中央との連携をしていただきながら、ただただ、まだ私も、市長もあれでしょうけれども、具体的などころがよくわからない部分がありますが、これを争点にして先週の選挙を戦ったわけでありますから、ぜひとも歌志内市も乗りおくれなようにしていただいて、先を行く政策、対応をしていただきたいと思うところでございます。

続きまして、市有林の話でありますけれども、歌志内の地、本当に周りが山というか、ある部分は崖ということで、今まさに雪が降ってきている時期なのでありますけれども、木々の上に雪がたまってくると、どうしても我々の住まいしているところもいつ木が倒れてくるか心配だと。調査をすると言っていたから、早急にやってほしいのでありますけれども、ある意味では、おとし、私どもの地域にも家のところに木が倒れてきた。そして屋根に穴があいたよと。また、ある意味では、木が倒れてくるから下から押しつけていなければならないよと。傾斜地だから、その雑木も切ったりすることもできない。簡単に言えば、屋根の上に木が生えているよと、このようなところもあります。

ですから、またそこに野生の、どのような、キツネなのかもしれないし、鹿なのかもしれないし、よくわかりませんが、足跡がいっぱいあったりしながら、そして個人では、本当に先ほど申し上げたように、1人、2人で木を切るような状況の場所でもないということもありますので、とても心配なわけであります。

また、直接川のほうに流れるところも、このままいったら木が川に流れていくよと、落ちていくよと。そうすると、河川もせきとめる、このようなことになりますので、ある意味では、そういうこと自体が起きたらすぐやりますよとかということ以上に、そういうことにならないような対応をしっかりとお願いしたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 御質問が市有林ということでございましたので、市が所有している土地ということで確認をしております。

それで、市が所有者となっている山林につきましては、ほとんどが民家が余りないところでございまして、例えば上歌の最終処分場、あと、かもし岳、西斜面、東斜面、あと、旧埋め立て、文珠の処分場、そして歌志内公園などでございます。あと、民家があるところとしましては、社協の奥の部分と、あとは鹿島橋の奥の部分、この2カ所ぐらいかなというふうに確認をしております。

それで、先ほど議員がおっしゃってました地区の鹿島橋の奥の部分につきましては、工事をする対象になっているというふうに聞いておりますので、その部分につきましては、対象地になっておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） 余り細かい地域のことを話すつもりはなかったのですが、鹿島橋の奥のほうとか、あれもちょうど川に直接、崖から落ちる部分もありますし、またちょっと離れていますけれども民家を直撃したという部分もありますのでね。ただ、そういう部分で、皆さんかなり心配をしているというか、春先を見ても、倒れている木が結構あるのです、僕が行けるところでも。だから、それが整理もされていない状況の中であるよと。ですから、やっぱり心配だなということになってくるのです。そして、1回家を一部壊したという部分もありますのでね。

前にもお話しさせていただいたのですが、直撃して穴があいたということがありますから、ちょうどそこに寝ていなくてよかったなという話をするのが精いっぱいな話ですので、鹿島橋付近の人方にすると、話をする半分ぐらいは木が心配だという話をするものですから、だからといって、むやみに切るわけにもいかないし、切ったって切れないよという場面も先ほど言ったようにあるものですから、何人もいないと切れないよと。だから、上から順番に切って下に行くよとかという、何回も切る作業も、していたのを見たことはあるのですけれどもね。なれた人でないといけないということでもありますから、安心してそこに住まいができるようにしてほしいというお話なのです。

ですから、その調査をしっかりしていただければ、そして、今、通告にもありましたように、動物が出てきて根を食べているのだぞと、こういう話もされますので、その辺のところをもう1回、その辺を含めて答弁を願いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 今ほどちょっと申し上げましたが、市が所有者というところでは社協の奥と鹿島橋の奥と、この2カ所ぐらいかなというふうに考えております。

それで、個別の対応につきましては、鹿島橋の奥の部分につきましては、平成24年のときに一度確認をしまして、立木を一部伐採しております。その後については、個別の御相談がないものですからちょっとそのままになっておりますけれども、改めて確認はさせていただきます。

あと、抜本的な工事につきましては、順次進められるということでございますので、その部

分につきましてはお待ちいただきたいというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） ちょっと細かな質問をして申しわけないのですが、工事をやっているという事は、向かって左手のほうから来ているという部分で、途中で今終わっているところですよ。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 第3回の定例会でも私のほうから御答弁させていただきましたが、今、松井課長のほうで言った場所につきましては、来年度に向けて北海道のほうで工事施工されるということで私が御答弁したところでございます。先ほど松井課長のほうから言いましたように、もうしばらく、その部分の工事につきましてはお待ちいただきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） そういうことでしたら、来年度がどの辺まで、そしてどのような工事をするのかというのは具体的にわからないですから、過大な話はしませんけれども、継続して、地域住民が安心できるようにお願いをしたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 本地区は、急傾斜地に指定されている地域でございますので、先ほど平成24年度に建設課と財政のほうで、しかも会長にも立会していただいて、要所の場所を切ったところでございますので、再度、そういう危険性があるのかどうか、現地を確認しまして対応していきたいというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） 鹿島橋の奥のほう、余り、全体的によく知っているわけではないものですから、そこが言わされてしまうのですけれども、鹿とか何とかが登ったりおいたりしておりますから、早く工事をしていただけるようにというか、木を切ってもらおうというか、そのようなことをしていただけるようお願いを申し上げて、質問を終わります。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さんの質問を打ち切ります。

報 告 第 1 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第11号議案第50号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（平成26年12月16日、行政常任委員会付託）を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長、川野敏夫さん。

○行政常任委員会委員長（川野敏夫君） 一登壇一

報告第11号議案第50号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

次のページでございます。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件についての審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

一つ、事件。

議案第50号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（平成26年12月16日付託）。

2、審査の経過。

12月17日、委員会を開催し、慎重に審査した。

3、審査の結果。

原案どおり可決する。

以上です。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 報告第11号の事件、議案第50号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、反対討論いたしたいと思いません。

今条例では、第6条の3において、「認定こども園または保育所に限る」とした上で、利用定員の総数を超える場合は、施設側が利用者を選考するとなっております。

保育所は、児童福祉法第24条第1項により、市が申し込みを受けて選考し保育所に委託するものであります。各保育所が選考することにはならないと思われま

す。また、第13条の4では、保護者に対する保育料の上乗せ徴収に関する規定が曖昧なため、無限定に拡大することが可能となる懸念があり、親の金銭的理由で子どもに保育の格差が生じること考えられます。

そして、今条例の内容は、国基準の提案をそのまま条例化したものであります。政府案には数多くの問題点があるにもかかわらず、実態に合った規定を何一つ盛り込んでおりません。

今条例が制定され、今後、この条例に沿った事例が起きたときに大きな問題と考えられるため、賛成できません。

お願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 報告第11号議案第50号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、付託委員会におきまして真摯な議論が交わされました。

本条例は、子ども・子育て支援法を受けて制定されるものであり、これによる新制度では、認定こども園の普及、待機児童の減少、子育て支援の利用の拡充や質の向上と地域の子育て支援の充実という四つの大きな取り組みを進めるものです。

全ての子どもたちが健やかに成長し、そして全ての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられることを目指す子ども・子育て支援新制度を歌志内市においても積極的に実現するため、国の方針にのっとり本条例を制定すべきと考え、議案第50号歌志内市特定教育・

保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を原案のとおり可決することに賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、報告第11号について、起立による採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

ただいまの報告に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

報 告 第 1 2 号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 報告第12号議案第51号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（平成26年12月16日、行政常任委員会付託）を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長、川野敏夫さん。

○行政常任委員会委員長（川野敏夫君） ー登壇ー

報告第12号議案第51号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

次のページでございます。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第51号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（平成26年12月16日付託）。

2、審査の経過。

12月17日、委員会を開催し、慎重に審査した。

3、審査の結果。

原案どおり可決する。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 報告第12号議案第51号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、反対討論を行いたいと思います。

今条例の問題点は、小規模保育事業、家庭的保育事業などの認可基準を定めるもので、国が示した基準では、保育士資格者の割合が小規模保育事業A型、B型、C型と分けられ、A型は全員保育士、B型は保育士割合が2分の1以上、C型に関しては、ある研修を修了した保育無資格者でもよいとされております。

どのような施設、事業であっても、子どもの保育を等しく保障する観点から、全ての事業で保育者は保育士資格者とするのが求められます。

また、給食は自園調理が原則ですが、連携施設からの搬入も認めており、調理の場所については、調理室ではなく「調理設備のある」とされていて、調理員も、委託や連携施設から搬入する場合は、必ずしも置かなくてもよいとされております。

給食は、基本的に自園調理として、調理員の配置を行うべきであります。

これらの問題点は、小規模保育事業などに企業参入も視野に入れた内容であり、今後、条例が制定され、企業参入も考えられた動きになったときに、子どもはもちろん保護者に安心・安全な保育が提供できるのかが大きな問題になると考えます。

よって、今議案に賛成できません。

○議長（山崎数彦君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 報告第12号議案第51号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、付託委員会におきまして真摯な議論が交わされました。

本条例は、子ども・子育て支援法を受けて制定されるものであり、これによる新制度では、認定こども園の普及、待機児童の減少、子育て支援の量の拡充や質の向上と地域の子育て支援の充実という四つの大きな取り組みを進めるものです。

全ての子どもたちが健やかに成長し、そして全ての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられることを目指す子ども・子育て支援新制度を歌志内市におきましても積極的に実現するため、国の方針にのっとった本条例を制定すべきと考え、議案第51号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を原案のとおり可決することに賛成をいたします。

以上の理由によりまして、委員長報告に賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、報告第12号について、起立により採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決であります。

ただいまの報告に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

報 告 第 1 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 報告第13号議案第52号歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（平成26年12月16日、行政

常任委員会付託)を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長、川野敏夫さん。

○行政常任委員会委員長(川野敏夫君) ー登壇ー

報告第13号議案第52号歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

次のページでございます。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第52号歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について(平成26年12月16日付託)。

2、審査の経過。

12月17日、委員会を開催し、慎重に審査した。

3、審査の結果。

原案どおり可決する。

以上です。

○議長(山崎数彦君) これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

女鹿聡さん。

○6番(女鹿聡君) 報告第13号議案第52号歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、反対討論いたしたいと思えます。

今条例内容は、現行で行っている学童保育の実態が既に上回っているため、最低基準として制定されることになると考えられます。

今条例の内容ができたことにより、今までの学童保育が下の基準で合わされることも今後考えられ、学童保育の質の低下につながるおそれがあるため、今実施されている基準を下回らない条例制定が必要と考えます。

よって、今議案には賛成できません。

お願いいたします。

○議長(山崎数彦君) 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

湯浅礼子さん。

○3番(湯浅礼子君) 報告第13号議案第52号歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、付託委員会におきまして真摯な議論が交わされました。

本条例は、子ども・子育て支援法を受けて制定されるものであり、これによる新制度では、

認定こども園の普及、待機児童の減少、子育て支援の量の拡充や質の向上と地域の子育て支援の充実という四つの大きな取り組みを進めるものです。

全ての子どもたちが健やかに成長し、そして全ての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられることを目指す子ども・子育て支援新制度を歌志内市におきましても積極的に実現するため、国の方針にのっとった本条例を制定すべきと考え、議案第52号歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を原案のとおり可決することに賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、報告第13号について、起立により採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決であります。

ただいまの報告に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

報 告 第 1 4 号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 報告第14号議案第53号指定管理者の指定について（平成26年12月16日、行政常任委員会付託）を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長、川野敏夫さん。

○行政常任委員会委員長（川野敏夫君） ー登壇ー

報告第14号議案第53号指定管理者の指定について。

次ページをお開きください。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第53号指定管理者の指定について（平成26年12月16日付託）。

2、審査の経過。

12月17日、委員会を開催し、慎重に審査した。

3、審査の結果。

原案どおり可決する。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、報告第14号について採決をいたします。

この件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

報 告 第 1 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 報告第15号議案第54号平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）（平成26年12月16日、行政常任委員会付託）を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長、川野敏夫さん。

○行政常任委員会委員長（川野敏夫君） ー登壇ー

報告第15号議案第54号平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）について。

次ページをお開きください。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第54号平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）（平成26年12月16日付託）。

2、審査の経過。

12月17日、委員会を開催し、慎重に審査した。

3、審査の結果。

原案どおり可決する。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、報告第15号について採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

意見書案第27号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 意見書案第27号「女性が輝く社会」の実現に関する意見

書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君）　―登壇―

意見書案第27号「女性が輝く社会」の実現に関する意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

「女性が輝く社会」の実現に関する意見書（案）

政府は、女性の活躍を成長戦略の柱の一つと定め、「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との目標を掲げ、「女性活躍担当相」を新設しました。

また、臨時国会には「女性の活躍推進法案」を提出し、その取り組みの推進を「国や地方自治体の責務」と位置づけ、仕事と家庭の両立を図る環境整備などに向けた基本方針を国が策定するとしました。そのうえで、国や地方自治体に加え従業員が300人を超える企業・団体に対し、女性管理職の割合や女性の採用比率、女性の勤続年数といった項目について状況把握・分析し、改善すべき事項等に関しての数値目標を盛り込んだ行動計画を定めて、これを公表することを義務付けることとしました。加えて、国は公共工事の実施や物品の調達などにあたって、女性の登用に積極的に取り組んでいる企業・団体への発注の機会を増やすとしています。

今後、わが国が世界で最も「女性が輝く社会」を実現していくためには、こうした取り組みを確実に進めつつ、一層加速化していかねばなりません。

よって、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との目標について、民間に先駆けて政府、国会、地方自治体がより早急に率先して取り組み、毎年その進捗状況について公表すること。
2. 女性が幅広い分野で活躍できるよう、職場復帰等の支援や、起業支援、在宅テレワークの推進など、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を創設すること。
3. 家庭生活と仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度の抜本的見直しや、子ども・子育て支援新制度、放課後子ども総合プランを着実に実施し、同一労働にもかかわらず男女間に生じる賃金格差の実質的な解消のために必要な措置を早急に講じること。
4. 働く女性が妊娠・出産を理由にした不利益な対応や嫌がらせを受ける「マタニティー・ハラスメント（マタハラ）」の撲滅に向け、企業などに対し、マタハラを防ぐ行動計画の策定を義務付けること。
5. 子どもの医療や教育に係る財政的支援や、子育て世帯に対する住宅支援など、子ども・子育て環境の充実に向けて予算・税制を抜本的に見直すこと。
6. 「女性の健康の包括的支援法」の制定、女性特有の疾病予防対策、不妊治療・不育症に対する女性の拡充など幅広い支援を一層拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年12月19日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、女性活躍担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、総務大臣

○議長（山崎数彦君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第27号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第27号は原案のとおり可決されました。

意見書案第28号及び意見書案第29号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 意見書案第28号から日程第11 意見書案第29号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第28号難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書（案）、意見書案第29号後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書（案）、以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書（案）

原因がわからず効果的な治療法がない難病と小児がんなど子どもの慢性疾患への医療費助成の対象拡大は、患者・家族が長年求めていたものであり、この度の法制化は関係者に歓迎されています。

一方で、新たな制度では、医療費の自己負担割合を3割から2割に引き下げるものの、軽症患者を対象から外し、これまで自己負担がゼロだった重症患者や住民税非課税世帯にも自己負担を課し、所得に応じて最大で3万円（小児慢性特定疾病は難病の2分の1、最高で1万5千円）の負担、さらに入院時の食費の負担増など、新たな負担を強いられる深刻な問題を含んで

います。また、小児慢性特定疾病は児童を対象にしているため、支援が20歳で打ち切られる問題を残している。

難病や小児慢性特定疾病の患者は、医療費以外にも通院のための交通費や衛生材料の費用等を長期にわたって負担しなければならないことが多く、医療費等の自己負担が増えれば、受診を抑制する患者が出る懸念があり、患者やその家族の生活が立ち行かなくなるおそれがあります。

よって、歌志内市議会は、難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担を見直すよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年12月19日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書(案)

厚生労働省は10月15日、社会保障審議会保険医療部会に対し、後期高齢者医療制度の特例軽減措置の段階的廃止(平成28年度から)を示しました。

北海道後期高齢者医療広域連合に加入する被保険者数は約72万6千人です。そのうち、いわゆる「旧ただし書き方式」により算定された所得階層別被保険者は、所得なしが約42万人、所得なし～30万未満が約5万人、30万～50万未満が約5万人、50万～100万未満が約5万7千人、100万～150万が約5万7千人、150万～200万未満が約5万6千人で、所得の低い被保険者が計61万3千人と全体の84%を占めています。また、特例措置対象者は均等割軽減が約37万人、所得割対象者が約6万5千人で被保険者全体の60%を占め、廃止措置によって2倍～3倍の負担増になる加入者も生まれます。

北海道後期高齢者医療広域連合の滞納繰越額は、平成25年度末で6億5千万円となり、短期保険証交付者数(平成26年8月1日現在)は556件を数えるに至り、滞納処分執行32町村、193人(平成25年度)に及んでいます。

年金の削減、消費税増税、生活必需品の値上がりなどで北海道の後期高齢者を取り巻く状況は極めて厳しくなっており、この上特例軽減措置が廃止されれば対象となる被保険者に深刻な影響を及ぼすことは明らかです。

よって、歌志内市議会は、政府・厚労省が後期高齢者医療制度の特例軽減措置を引き続き継続するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年12月19日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

○議長(山崎数彦君) 意見書案第28号難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書(案)については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第28号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第28号は原案のとおり可決されました。

意見書案第29号後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第29号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第29号は原案のとおり可決されました。

意見書案第30号及び意見書案第31号

○議長（山崎数彦君） 日程第12 意見書案第30号から日程第13 意見書案第31号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第30号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）、意見書案第31号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）、以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）

我が国においては、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働いており、雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

現在、国においては、「成長戦略」のなかで、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカ

ラー・エグゼンプション」の導入、「限定正社員」制度の普及などといった、労働者保護に関するルール改定の議論がなされているが、働く者のデメリットのみではなく、労使双方の納得感とメリットを生む改革がなされることが重要である。同様に、労働者派遣法の見直しは、労働者保護の後退を招くおそれがあり、安定した直接雇用への誘導と均等待遇原則に向けた法整備が必要である。

また、雇用改革にかかわる重要課題である労働者保護ルールの改定に当たっては、ILOの三者構成原則に基づき、労働政策審議会において、国際標準から見た整合性も踏まえつつ、公労使三者の代表により、十分な議論がなされた上で行われるべきである。

よって、国においては、労働者が安心して働くことができるよう、下記の事項について強く要望する。

記

1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」及び長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入や、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及などは、労働者の意向を踏まえ、慎重に対応すること。
2. 労働者派遣法の見直しは、常用労働者との代替が生じないように、派遣労働者の利用を臨時的・一時的なものに限ることを原則としつつ、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と派遣先労働者との均等待遇原則に向けた制度を整備すること。
3. 労働者保護に関するルール改定は、ILOの三者構成原則に基づく、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会において、十分な議論がなされた上で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年12月19日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、規制改革担当大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(案)

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

- ①年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- ②これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。
- ③G P I Fにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年12月19日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

○議長（山崎数彦君） 意見書案第30号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第30号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第30号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第31号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第31号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） もう一度、ちゃんと立ってください。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第31号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（山崎数彦君） 日程第14 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成26年歌志内市議会第4回定例会を閉会いたします。

（午後 2時04分 閉会）

市 長 挨拶

○議長（山崎数彦君） ここで、本年最後の議会最終日に当たり、村上市長より御挨拶を受けたいと思います。

村上市長、どうぞ。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

本年最後の定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

本議会におきましては、各提出議案について御審議いただきましたこと、また、平成25年度各会計決算について御認定賜りましたことにつきまして、深く感謝を申し上げます。

さて、先日の衆議院議員総選挙におきましては、アベノミクスの推進が争点となり、御承知のとおり、今後は景気拡大効果を地方へも波及させるため、アベノミクスが一層加速をし、「まち・ひと・しごと」が一体的に推進されることとなり、経済成長の底上げが図られることに期待をしているところであります。

当市におきましても、多くの皆様に御協力をいただき、持続可能な財政基盤の確立を目指すため、本当に必要な事業について集中的に投資を行う施策の選択と集中を行いながら事業を実施したため、計画的な財政運営に期待が持てるところまで来ており、今後の国の流れに乗りおけないための準備が整いつつあるのではないかと考えております。

しかし、当市のような小規模自治体は、国あるいは北海道の動きに大きな影響を受けますことから、今後とも国等の動静を注視しつつ、小さくても住んでいてよかったと実感できるまちづくりと、引き続き自主財源の安定的確保に向け努力してまいる所存でございますので、皆様の御指導、御助力をお願い申し上げます。

改めて皆様の本年一年の御尽力に感謝申し上げますとともに、新年を御家族御健勝にて過ご

され、ゆっくりと英気を養っていただきますよう、また、歌志内のため、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、お礼の御挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） それでは、これで終わります。
一年間、大変御苦労さまでした。

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 梶 敏

署名議員 原 田 稔 朗